

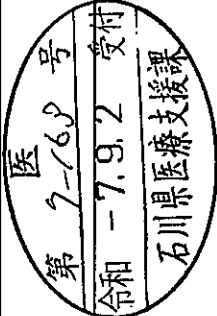
事業報告書	
医療法人整理番号	00079
報告期間	自 令和6年4月1日
	至 令和7年3月31日
1 事業報告書の概要	
(1) 名称	医療法人社団博友会
分類①	社団（出資持分あり）
分類②	出資額限度法人
分類③	基金制度不採用
(2) 事務所の所在地	石川県
	金沢市
	駅西本町6丁目15番41号
	建物名
(3) 設立認可年月日	彼たる事務所の記載はこちら 昭和51年11月30日
(4) 設立登記年月日	昭和51年12月11日
(5) 理事長の氏名	菊池
	姓 名
	勤
役員及び評議員の人数	12
役員及び評議員	記載はこちら
2 事業の概要	
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら
(2) 附帯業務	記載はこちら
(3) 収益業務	記載はこちら
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら
(9) その他	記載はこちら

分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）
複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

全ての指定内容について記載しても差し支えない。

当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）



[illegible]

[illegible]

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

[illegible]

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関費を発行又は購入する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 博友会

※医療法人整理番号 00079

所在地 石川県金沢市駅西本町6丁目15番41号

財 産 目 録

(令和 7年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	3,619,691 千円
2. 負 債 額	1,814,844 千円
3. 純 資 産 額	1,804,847 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,632,109
B 固 定 資 産	1,987,582
C 資 産 合 計 (A + B)	3,619,691
D 負 債 合 計	1,814,844
E 純 資 産 (C - D)	1,804,847

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団博友会
所在地 金沢市駅西本町6丁目15番41号

※医療法人整理番号 00079

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位: 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,632,109	I 流動負債	526,747
現金及び預金	1,071,746	買掛金	53,271
事業未収金	534,090	未払金	60,758
未収金	2,652	短期借入金	338,555
たな卸資産	20,503	未払費用	12,104
前払費用	3,288	未払法人税等	25,112
短期貸付金	1,800	未払消費税等	3,948
その他の流動資産	30	前受金	2,367
貸倒引当金	-2,000	預り金	10,586
		その他の流動負債	44
		賞与引当金	20,000
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	1,987,582	II 固定負債	1,288,097
1 有形固定資産	1,828,011	長期借入金	1,124,407
建物	1,286,052	退職給付引当金	163,690
構築物	14,321	繰延税金負債	
医療用器械備品	141,548	その他引当金	
その他の器械備品	27,555	その他の固定負債	
車両及び船舶	4,305		
その他の有形固定資産	2,585		
土地	351,645		
その他の有形固定資産			
		負債合計	1,814,844
		純資産の部	
2 無形固定資産	77,917	科目	金額
借地権	70,000	I 出資金	51,500
ソフトウェア	7,158	II 積立金	
その他の無形固定資産	759	その他積立金	28,500
3 その他の資産	81,654	繰越利益積立金	1,724,847
有価証券	81,322	その他積立金	
長期前払費用	332		
保有医療機関債		III 評価・換算差額等	0
その他長期貸付金		その他有価証券評価差額金	
役員等長期貸付金		繰延ヘッジ損益	
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産			
		純資産合計	1,804,847
資産合計	3,619,691	負債・純資産合計	3,619,691

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団博友会
所在地 金沢市駅西本町6丁目15番41号

医療法人整理番号	00079
----------	-------

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			3,528,242
2 事業費用			
(1) 事業費		3,220,492	
(2) 本部費			3,220,492
本来業務事業利益			307,750
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業利益			307,750
II 事業外収益			
受取利息		690	
その他の事業外収益		18,418	19,108
III 事業外費用			
支払利息		23,977	
その他の事業外費用		6,636	30,613
経常利益			296,245
IV 特別利益			
固定資産売却益		3,036	
その他の特別利益		54,656	57,692
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失		57,260	57,260
税引前当期純利益			296,677
法人税・住民税及び事業税		77,795	
法人税等調整額			77,795
当期純利益			218,882

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 博友会
所在地 金沢市駅西本町6丁目15番41号

※医療法人整理番号 00079

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 博友会
理事長 菊地 勤 殿

私（注1）は、医療法人社団博友会の令和6会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月20日

医療法人社団 博友会

監事 塩梅 修

監事 竹松 英二

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。